



平成 18 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名 積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 和 田 勇
(コード番号 1928 東証、大証、名証各1部)
問 合 せ 先 広 報 部 長 山 口 英 大
T E L (0 6) 6 4 4 0 - 3 1 1 1

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 1 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び株式の売出しを決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 自己株式の処分にかかる株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|--------------|--|
| 1. 処 分 株 式 数 | 当社普通株式 38,000,000 株 |
| 2. 処 分 価 額 | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 3 月 14 日(火)から平成 18 年 3 月 17 日(金)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定する。 |
| 3. 処 分 方 法 | 売出しとし、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び三菱UFJ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とする。 |
| 4. 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 3 営業日後の日までとする。 |
| 5. 払 込 期 日 | 平成 18 年 3 月 23 日(木)から平成 18 年 3 月 28 日(火)までの間のいずれかの日とする。ただし、売出価格等決定日の 6 営業日後の日とする。 |
| 6. 受 渡 期 日 | 平成 18 年 3 月 24 日(金)から平成 18 年 3 月 29 日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、売出価格等決定日の 7 営業日後の日とする。 |

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

7. 申 込 株 数 単 位 1,000 株
8. 上記の処分価額、売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 和田勇 に一任する。
9. 本売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出している。

II. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）＜下記（ご参考）2. を参照のこと＞

1. 売 出 株 式 数 当社普通株式 5,000,000 株
なお、売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
2. 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 みずほ証券株式会社 5,000,000 株
3. 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
4. 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。
5. 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
6. 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
7. 申 込 株 数 単 位 1,000 株
8. 上記の売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 和田勇 に一任する。
9. 本売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出している。

III. 第三者割当による自己株式の処分 ＜下記（ご参考）2. を参照のこと＞

1. 処 分 株 式 数 当社普通株式 5,000,000 株
2. 処 分 価 額 売出価格等決定日に決定する。なお、処分価額は引受人の買取引受による売出しにおける処分価額と同一とする。
3. 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 みずほ証券株式会社 5,000,000 株
4. 申 込 期 間
(申 込 期 日) 平成 18 年 4 月 19 日(水)から平成 18 年 4 月 26 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 3 営業日後の日とする。
5. 払 込 期 日 平成 18 年 4 月 19 日(水)から平成 18 年 4 月 26 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、上記 4. 申込期間に記載の申込期間（申込期日）と同一とする。
6. 受 渡 期 日 平成 18 年 4 月 20 日(木)から平成 18 年 4 月 27 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、上記 5. 払込期日に記載の払込期日の翌営業日とする。
7. 申 込 株 数 単 位 1,000 株
8. 上記 4. 申込期間に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
9. 上記の処分価額、その他本第三者割当による自己株式の処分に関し必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 和田勇 に一任する。

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

(ご参考)

1. 株式売出しの目的

今般、上記のように自己株式の処分及び株式の売出しを実施することと致しましたが、これによる手取金全額を不動産開発投資に充当する予定であります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「Ⅰ. 自己株式の処分にかかる株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「Ⅱ. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案したうえで、引受人の買取引受による売出しとは別に、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社から 5,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社から借入れる株式(以下「借入れ株式」という。)であります。これに関連して、当社は、平成 18 年 3 月 1 日(水)開催の取締役会においてみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 5,000,000 株の自己株式処分(以下「第三者割当による自己株式処分」という。)を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日(30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の 3 営業日後の日を払込期日(以下「第三者割当による自己株式処分の払込期日」という。)として行うことを決議しております。

また、当社は、みずほ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限に第三者割当による自己株式処分の割当てを受ける権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日(30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日)を行使期限として付与する予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当による自己株式処分の払込期日の 6 営業日前の日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行うことがあります。

みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後、残余の借入れ株式はみずほ証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。当該グリーンシュエーション行使の結果、そのため第三者割当による自己株式処分による処分株式数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により第三者割当による自己株式処分による処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが中止される場合があります。

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式の総数	43,097,146株	(平成18年1月31日現在)
処分株式数	43,000,000株	(注)
処分後の自己株式の総数	97,146株	(注)

(注) 上記「Ⅰ. 自己株式の処分にかかる株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」の処分株式数に加え、上記「Ⅲ. 第三者割当による自己株式の処分」の割当株式数の全株式に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

4. 自己株式処分による手取金の使途

今回の上記「Ⅰ. 自己株式の処分にかかる株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」の手取概算額 58,913 百万円及び上記「Ⅲ. 第三者割当による自己株式の処分」の手取概算額上限 7,750 百万円と合わせ、手取概算額合計上限 66,663 百万円について、全額を不動産開発投資に充当する予定であります。

以 上

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。